

議案第 4 5 号

平成 1 9 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成 1 9 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,875,367千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 1 9 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 331
	1 使用料	330
	2 手数料	1
2 財産収入		4,131,811
	1 財産運用収入	134,048
	2 財産売却収入	3,997,763
3 繰入金		2,220,709
	1 基金繰入金	19,793
	2 他会計繰入金	2,200,916
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		515
	1 雑収入	515
6 市債		2,522,000
	1 市債	2,522,000
歳入合計		8,875,367

歳出

款	項	金額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 3,962,639
	1 公共用地先行取得等事業費	3,962,639
2 公債費		3,707,453
	1 公債費	3,707,453
3 諸支出金		1,185,275
	1 繰出金	1,185,275
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		8,875,367

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得 事業	千円 2,522,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以 内	借入れの日から10カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。